

## 都城市中心市街地居住推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、快適でまちなかにふさわしい多様な住環境の整備を促進することにより、常住人口の増加を図るとともに、本市の魅力や活力にあふれるコンパクトなまちづくりを推進するため、民間投資による共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の建設等を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定地域 別図に定める区域をいう。
- (2) 共同住宅等 居室、玄関、便所、浴室及び台所が設置された独立の居住に供する部分が複数ある建築物をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、第4条に規定する補助事業を実施する者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が適切と認められた者については、この限りではない。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 公共工事等に伴う移転補償により共同住宅等を新築する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 前3号に定めるもののほか、別表第1に規定する補助金の種類に応じて追加される要件を満たすものであること。

### (補助事業の種類)

第4条 この要綱により補助の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとし、その内容等交付に必要な事項については、別表第1に定めるところによる。

- (1) 共同住宅等整備促進解体事業
- (2) 共同住宅等整備促進事業
- (3) 共同住宅等リノベーション促進事業

### (補助金の交付申請)

第5条 前条に規定する補助事業を実施するため補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付対象事業に係る都城市中心市街地居住推進事業補助金等交付申請書（様式第1号）に別表第1に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、補助金等交付決定書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付決定の変更等）

第7条 第6条の規定により補助金の交付決定された者が、事業の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金等変更交付申請書（様式第3号）により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の算定に変更が生じない事業費の変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、速やかに変更の可否を決定し、都城市中心市街地居住推進事業変更交付決定書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。

（1）偽りその他不正な手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（事業の着手）

第9条 第6条の規定により補助金の交付が決定された者は、速やかに事業に着手することとし、工事に着手したときは、市長に都城市中心市街地居住推進事業着手届（様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、補助金等実績報告書（様式第6号）に別表1に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業が完了した日から1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 前条の規定により実績報告した者が、補助金を請求しようとするときは、市の指定する請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（重複交付の禁止）

第12条 補助対象者が第4条に規定する補助対象事業について、国、県又は市から第4条各号に掲げるいずれかの補助対象事業に相当する事業に対する補助金の交付を受けた場合は、この要綱に基づく補助金は交付しないものとする。ただし、新たに実施する事業が、当該補助対象事業の実施場所と異なる場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和3年3月31日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日改正)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日改正)

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日改正)

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

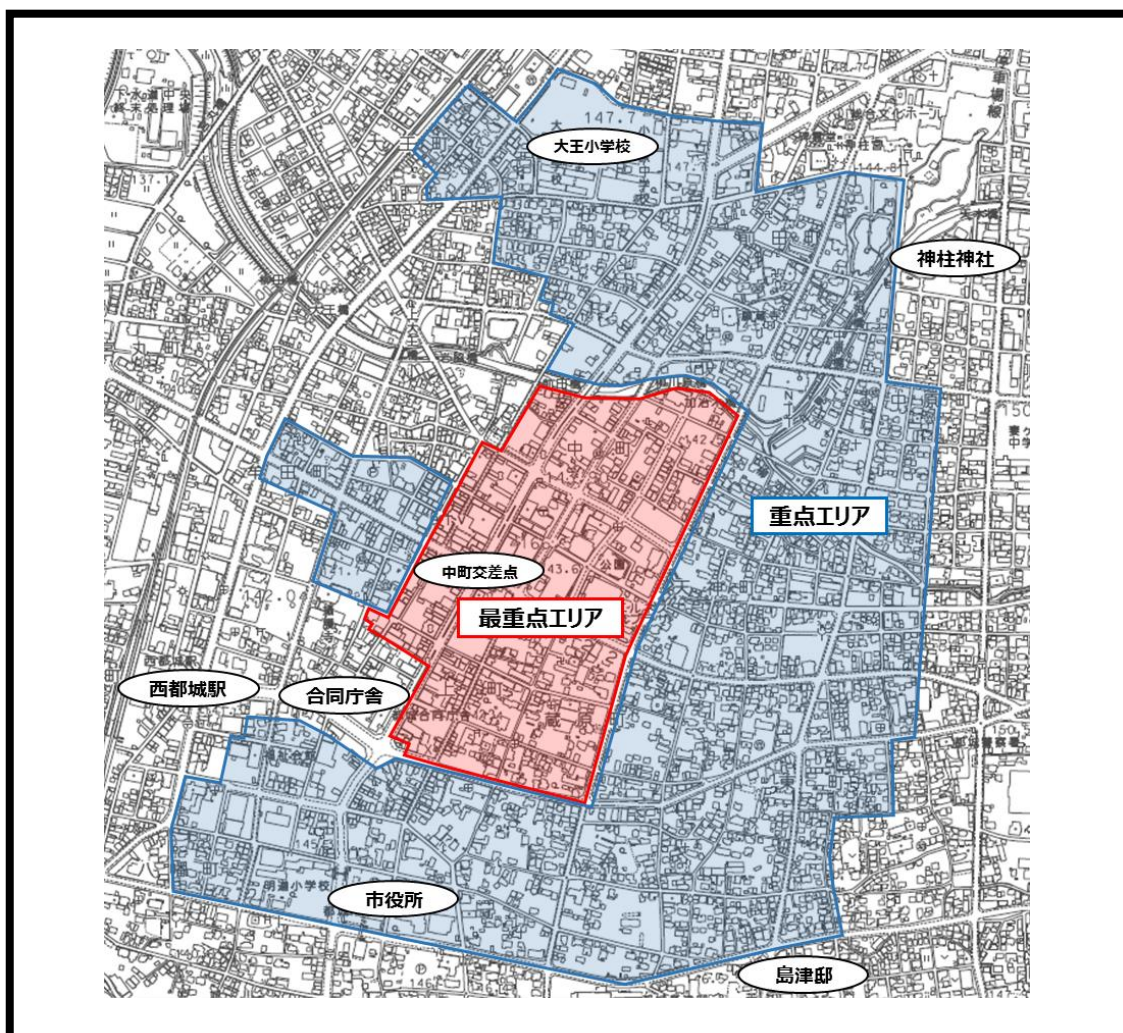
附 則 (令和5年4月1日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月1日改正)

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別図（第2条関係）



別表第1（第5条関係）

（1）共同住宅等整備促進解体事業

補助内容	特定地域内において、新規に分譲又は賃貸用の共同住宅等の整備に供する用地確保の為に必要な建物等の解体事業に対する補助
補助対象経費	共同住宅等整備用地確保に必要な既存建物等の解体に係る経費
補助金額及び補助率	<p>1 最重点エリア 補助対象経費の5分の4以内で、補助対象経費の上限額は1平方メートル当たり2万円とし、限度額を1事業当たり3,000万円とする。</p> <p>2 重点エリア 補助対象経費の2分の1以内で、補助対象経費の上限額は1平方メートル当たり2万円とし、限度額を1事業当たり1,000万円とする。</p>
補助の条件	<p>1 解体工事に係る必要な調査、届出等を行うこと。</p> <p>2 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p> <p>3 解体後3月以内に、新規に分譲又は賃貸の共同住宅等の整備に着手すること。</p> <p>4 解体後、第4条第2号に掲げる共同住宅等整備促進事業を活用する場合は、共同住宅等整備促進解体事業の補助金交付申請時に共同住宅等整備促進事業の補助金交付申請も同時に行わなければならない。</p>
補助金の交付申請に係る添付書類	<p>1 収支予算書（様式第9号）</p> <p>2 市税の滞納のない証明書</p> <p>3 解体工事の仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し</p> <p>4 解体工事着手前の現況写真（外観、内装）</p> <p>5 建物の登記事項証明書又はそれに類するものの写し</p> <p>6 補助対象者が建物所有者でない場合は、建物所有者との解体の了承について証明できる書類</p> <p>7 工程表（様式第8号）</p> <p>8 補助対象者の住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書）</p> <p>9 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあっては、次の区分別に掲げる書類を提出すること。</p> <p>（1）都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の解体 同補助金の交付決定書の写し</p>

	<p>(2) 同補助金を活用しない建物の解体</p> <p>ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等</p> <p>イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>実績報告に係る 添付書類</p>	<p>1 収支決算書（様式第10号）</p> <p>2 解体に係る工事請負契約書の写し</p> <p>3 事業内容の内訳が分かる書類</p> <p>4 施工前及び施工後の写真</p> <p>5 建設リサイクル法に基づく届け出書類の写し（届け出が必要な場合のみ）</p> <p>6 建物滅失登記申請書の写し</p> <p>7 領収書の写し</p> <p>8 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を解体する場合にあっては、次の書類を提出すること。</p> <p>（1）分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>（2）除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</p>

(2) 共同住宅等整備促進事業

補助内容	特定地域内において、新規に分譲又は賃貸の共同住宅等整備における居住部分に対する補助
補助対象経費	共同住宅等の建設事業における居住部分の整備に係る経費
補助金額及び補助率	<p>1 最重点エリア</p> <p>(1) 分譲用で住戸専用面積が 25 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 100 万円、分譲用で住戸専用面積が 60 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 200 万円とし、1 棟当たりの限度額を 5,000 万円とする。</p> <p>(2) 賃貸用で住戸専用面積が 25 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 75 万円、賃貸用で住戸専用面積が 60 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 150 万円とし、1 棟当たりの限度額を 3,000 万円とする。</p> <p>2 重点エリア</p> <p>(1) 分譲用で住戸専用面積が 25 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 50 万円、分譲用で住戸専用面積が 60 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 100 万円とし、1 棟当たりの限度額を 1,500 万円とする。</p> <p>(2) 賃貸用で住戸専用面積が 25 平方メートル以上の場合、1 戸当たりの限度額を 33 万円、賃貸用で住戸専用面積が 60 平方メートル以上の場合、1 戸当たり限度額を 75 万円とし、1 棟当たりの限度額を 800 万円とする。</p>
補助の条件	<p>1 新規に整備する共同住宅等の戸数は 2 戸以上とする。</p> <p>2 工事着手までに、建築基準法第 6 条第 1 項または第 6 条の 2 に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けていること。</p> <p>3 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</p> <p>4 入居者の公民館組織加入促進に努めること。（自治公民館加入申込書を入居者に配布すること）</p>

補助金の交付申請に係る添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支予算書（様式第9号）</li> <li>2 市税の滞納のない証明書</li> <li>3 工事の仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し</li> <li>4 工事着手前の現状写真</li> <li>5 土地の登記事項証明書</li> <li>6 補助対象者が土地所有者でない場合は、土地所有者との建設の了承について証明できる書類</li> <li>7 工程表（様式第8号）</li> <li>8 建築基準法第2条の12に規定する設計図書及び全体パース</li> <li>9 戸数が分かる書類</li> <li>10 補助対象となる分譲又は賃貸用住宅部分の延床面積が分かる書類</li> <li>11 補助対象者の住民票（法人の場合は、法人の登記事項証明書）</li> <li>12 その他市長が必要と認める書類</li> </ol>
実績報告に係る添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支決算書（様式第10号）</li> <li>2 工事に係る工事請負契約書の写し</li> <li>3 事業内容の内訳が分かる書類</li> <li>4 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（以下「検査済証」という。）</li> <li>5 分譲又は賃貸用住宅への入居募集を行っていることが分かる書類</li> <li>6 施工前及び施工後の写真</li> <li>7 領収書の写し</li> </ol>



(3) 共同住宅等リノベーション促進事業

補助内容	特定地域内の共同住宅において、単身向けの住戸を世帯向け住戸にリノベーションし、分譲又は賃貸に供するために行う改修工事に対する補助
補助対象経費	既存の単身向けの共同住宅を、分譲又は賃貸の世帯向け共同住宅等に供するための内装改修工事及び外装改修工事等に係る経費
補助金額及び補助率	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最重点エリア 補助対象経費の5分の4以内で、1戸当たりの限度額を160万円、1棟当たりの限度額を3,500万円とする。</li> <li>2 重点エリア 補助対象経費の2分の1以内で、1戸当たりの限度額を100万円、1棟当たりの限度額を1,000万円とする。</li> </ol>
補助の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 リノベーション後の建物が新耐震基準（昭和56年6月1日以降の建築確認において適用される基準をいう。以下同じ。）を満たしていること。</li> <li>2 建築対策課及び消防局に事前協議を行うこと。</li> <li>3 共同住宅において、単身向けの住戸から、世帯向けの住戸とする等、世帯員の増加に資する改修を含む事業であること。</li> <li>4 工事前の共同住宅等が、4戸以上であること</li> <li>5 業務の発注は、市内の事業者が発注するよう努めること。</li> <li>6 入居者の公民館組織加入促進に努めること。</li> <li>7 必要な場合は、工事着手までに、建築基準法第6条第1項または第6条の2に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）の交付を受けていること。</li> </ol>
補助金の交付申請に係る添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 収支予算書（様式第9号）</li> <li>2 市税の滞納のない証明書</li> <li>3 工事の仕様明細を含む見積書（2者以上）の写し</li> <li>4 既存建物の所有者が分かる書類</li> <li>5 既存建物の所有者と補助対象者が異なる場合は、所有者との改修についての同意書</li> <li>6 工程表（様式第8号）</li> <li>7 建築基準法第2条の12に規定する設計図書等</li> <li>8 工事経費の内訳が分かる書類</li> <li>9 工事着手前の写真</li> <li>10 建築課及び消防局協議事項確認書（様式第11号）</li> <li>11 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあつ</li> </ol>

	<p>ては、次の区分別に掲げる書類を提出すること。</p> <p>(1) 都城市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業費補助金を活用した建物の解体 同補助金の交付決定書の写し</p> <p>(2) 同補助金を活用しない建物の解体</p> <p>ア 分析機関が発行した分析調査結果報告書等</p> <p>イ 分析調査を実施した者が建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類</p> <p>12 その他市長が必要と認める書類</p>
<p>実績報告に係る 添付書類</p>	<p>1 収支決算書（様式第10号）</p> <p>2 工事請負契約書の写し</p> <p>3 事業内容の内訳が分かる書類</p> <p>4 検査済証（確認申請が行われた場合に限る。）</p> <p>5 分譲又は賃貸用住宅への入居募集を行っていることが分かる書類</p> <p>6 施工前及び施工後の写真</p> <p>7 領収書の写し</p> <p>8 新耐震基準を満たしていることが分かる書類</p> <p>9 大気汚染防止法に基づく石綿の事前調査及び除去工事が義務付けられている建物を改修する場合にあつては、次の書類を提出すること。</p> <p>(1) 分析機関に費用を支払ったことを証する領収書の写し</p> <p>(2) 除去等事業に関する関係法令の届出等の写し</p>